

トピックス

- [趙雪巍弁護士、「自動車業界法務総監推薦優秀弁護士」に選出](#)

法令速報

- [工業情報化部、電気通信設備ネットワーク接続許可制度の若干の改革措置を公布](#)
- [商務部、デュアルユース品目の輸出管理を強化](#)
- [国家インターネット情報弁公室、「個人情報越境標準契約弁法」を公布](#)
- [中国共産党中央指導部と国務院、「デジタル中国構築全体配置計画」を通達](#)

弁護士コラム

- [データ越境コンプライアンスの三つのルート](#)

趙雪巍弁護士、「自動車業界法務総監推薦優秀弁護士」に選出

「中国有名企業法務総監推薦優秀弁護士&法律事務所」推薦リストと2023年企業選定弁護士&法律事務所ガイドラインランキングリストは、先日公開され、推薦された弁護士数、推薦に参加したクライアント数、推薦総数などの五つの項目においていずれも大きくリードした指標を基に、金誠同達法律事務所は、全国弁護士データベースサイトの名律堂が授与する「名律堂——クライアント厳選」法律事務所の称号を獲得し、26名の弁護士は、推薦ランキングリスト入りを果たしました。そのうち、日本業務チームの趙雪巍弁護士は、「自動車業界法務総監推薦優秀弁護士」に選出されました。

「中国有名企業法務総監推薦優秀弁護士&法律事務所」推薦リスト上の弁護士と法律事務所は、中国の有名企業の法務主管者の自発的な推薦を経て選考され、企業クライアントとの経験の共有するものとして、その内容は客観的かつ公正であり、その他の企業の方々も弁護士と法律事務所を招へいされるに当たっての

十分な参考価値を有しています。

工業情報化部、電気通信設備ネットワーク接続許可制度の若干の改革措置を公布

工業情報化部は 2023 年 2 月 7 日、「電気通信設備ネットワーク接続許可制度の若干の改革措置に関する通告」(以下「通告」)を対外的に公布した。通告は 2023 年 3 月 1 日から施行されている。

「通告」の内容には一部の電気通信設備監督管理方法の調整、ネットワーク接続許可検査項目の簡素化・合理化、ネットワーク接続許可審査確約期限の公開、ネットワーク接続試用許可有効期間の延長、電気通信設備製品グループ管理の実施などの五項の改革措置が含まれている。「通告」においては固定電話端末、コードレス電話端末、キー電話システム、ファクシミリ機などの 11 種の電気通信設備に対しては工業情報化部は今後は新たなネットワーク接続許可申請の受理と許認可審査を行わず、衛星インターネット設備と機能仮想化設備に対しては「中華人民共和国電気通信条例(2016 年改正)」などの規定に従って現行のネットワーク接続許可管理に組み入れられるという旨が規定されている。「通知」においてはさらに、ネットワーク接続許可を取得した電気通信設備について、被許諾企業が製造受託企業(すなわち OEM 企業)を追加もしくは変更し、または主要な機能もしくは核心的なコンポーネントを変更しない技術・外型の変更を行う場合には、被許諾企業は工業情報化部のオンライン政務サービスプラットフォームを通じて関連情報を時宜を得て入力および報告しなければならず、ネットワーク接続検査またはネットワーク接続許可申請の再実施は不要となり、ネットワーク接続許可証記載内容の変更発生にかかわる場合には、被許諾企業は規定に従って許可証の情報の変更手続を処理しなければならないという旨が規定されている。

(出典:http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2023-02/07/content_5740471.htm)

商務部、デュアルユース品目の輸出管理を強化

商務部弁公庁は 2023 年 2 月 12 日、「デュアルユース品目輸出管理業務の更なる遂行に関する通知」(以下「通知」)を公布し、デュアルユース品目(すなわち、民事上の用途を有しているとともに、軍事上の用途も有しており、または軍事的な潜在能力の向上に資する貨物・技術・サービス)の輸出管理に対する更なる強化の方針を表示した。

「通知」においては、許可を経ずに輸出業者は、デュアルユース品目をみだりに輸出することができず、エンドユーザーや最終用途などの既に許可されている範囲を超過してデュアルユース品目を輸出することができず、かつ、輸出が禁ぜられている品目を輸出することができず、輸入業者とエンドユーザーは、エンドユーザー・最終用途管理規定を厳格に遵守しなければならず、関連品目を規定に違反して改装・改変・移転して非民用の用途に用いることができず、かつ、いずれの第三者にもみだりに譲渡することができない、という旨が強調されている。

「通知」においてはさらに、デュアルユース品目の輸出業者は「商務部__デュアルユース品目輸出業者の輸出管理内部コンプライアンスメカニズムの確立に関する指導意見」に基づいてデュアルユース品目輸出管

理内部コンプライアンス制度を時宜を得て確立および整備し、直面するおそれのある輸出管理リスクに対する全面的な評価を行わなければならないという旨が規定されている。

商務部は今後、輸出管理の監督に係る法執行の強化、常態化された法執行検査の展開および特別法執行活動の時宜を得た展開を行い、輸出業者は仮に調査と確認を経た上で法令違反行為が存在していた場合には、法により厳粛な処分と処罰が下される。

(出典：http://swj.xm.gov.cn/zwgk/zfxxgk/ml/zcfg/pf/202302/t20230221_2720711.htm)

国家インターネット情報弁公室、「個人情報越境標準契約弁法」を公布

国家インターネット情報弁公室は2月24日、「個人情報越境標準契約弁法」(以下「弁法」)を公布した。弁法は2023年6月1日から施行される。国家インターネット情報弁公室の関連責任者は「弁法」公布の趣旨が「個人情報保護法」の規定の実施、個人情報権益の保護および個人情報越境活動の規範化にあるものと表示している。

日増しに増長している個人情報越境の必要性の充足および個人情報権益の保護を目的とし、「弁法」においては個人情報越境標準契約(以下「標準契約」)の適用範囲、締結の条件および届出の要求が規定されているとともに、標準契約書のひな型が明確にされており、個人情報の中国国外への提供に向けた具体的なガイダンスが提供されている。主な内容は以下のとおりとなっている。

一、個人情報処理者の中国国外受領者との標準契約締結の方法を通じた個人情報の中華人民共和国外への提供は、「弁法」の適用を受け、標準契約締結の方法を通じて個人情報の越境活動を展開するときは、自主的な締約と届出の管理の接合および権益の保護とリスクの防止の接合を堅持し、個人情報越境の安全性と自由な流動を保障しなければならないという旨が明確にされている。

二、個人情報処理者は個人情報の中国国外への提供前に個人情報保護影響評価を展開しなければならず、重点的な評価の内容が明確にされており、個人情報処理者は標準契約の発効日から10営業日以内に所在地の省級ネットワーク情報部門に届け出なければならないという旨が規定されている。また、標準契約の有効期間内における個人情報処理者の個人情報保護影響評価の再実施、標準契約の補完的締結または再締結および相応の届出手続の履行が必要となる具体的な状況が定められている。

三、「弁法」の附属書は標準契約書のひな型となっており、その主な内容には契約に係る定義、基本的な要素、個人情報処理者と中国国外受領者の契約上の義務、中国国外受領者の所在国家または地区における個人情報保護政策・法規の契約の履行への影響、個人情報主体の権利と関連救済措置、契約の解除、違約責任、争議の解決などの事項が含まれている。また、個人情報越境説明書、双方の当事者の取り決めるその他の条項などの二部の附属書も設けられている。

(出典：http://www.cac.gov.cn/2023-02/24/c_1678884830036813.htm)

中国共産党中央指導部と国務院、「デジタル中国構築全体配置計画」を通達

中国共産党中央指導部と国務院は2月27日、「デジタル中国構築全体配置計画」(以下「計画」)を通達し、「デジタル中国」の構築に対する戦略的な施策を行った。

「計画」においては、デジタル中国の構築はデジタル時代における中国式の現代化を推進する上での重要なエンジンとして国家の競争上の新たな優位性を構築する上での有力な支えとなり、2035年を目途に中国デジタル化の発展水準は世界の先駆けに加わり、デジタル中国の構築は重大な成果を達成する、という旨が指し示されている。

「計画」においてはデジタル中国構築の基盤強化の必要性が提起されており、これには具体的には5Gネットワークとギガ光回線の協調的な構築の加速、IPv6の大規模な手配と応用の更なる推進、モバイルIoTの全面的な発展の推進、一般データセンター、スパコンセンター、インテリジェント・コンピューティングセンター、エッジデータセンターなどの合理的な配置の導入、商業データ価値の潜在能力の発揮、データ財産権制度の加速的な確立などが含まれている。

(出典: http://www.gov.cn/zhengce/2023-02/27/content_5743484.htm)



データ越境コンプライアンスの三つのルート

JT&N 金誠同達

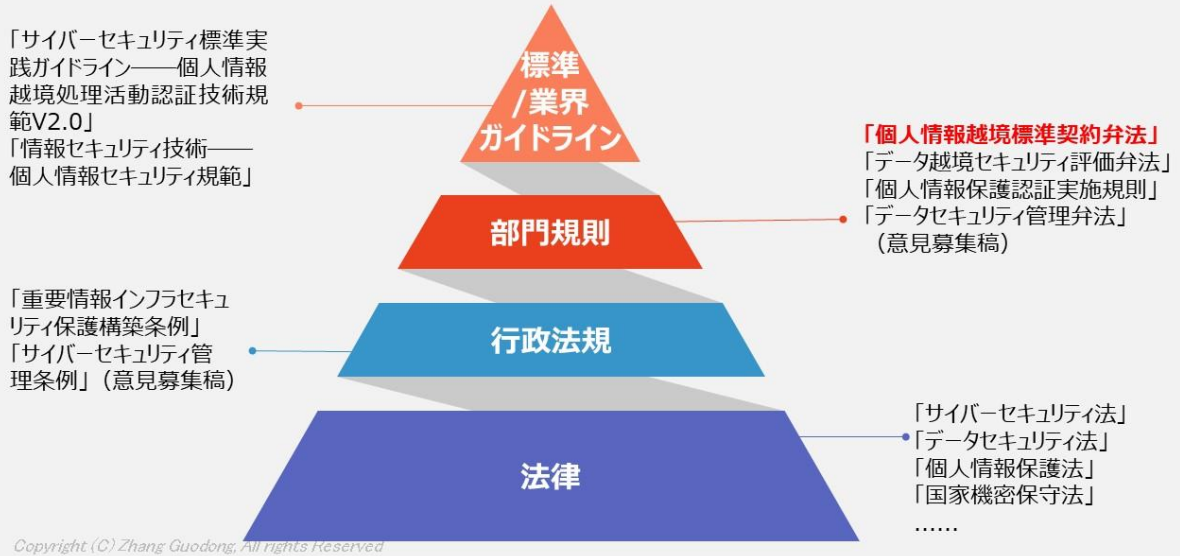
張国棟

「個人情報越境標準契約弁法」とその附属書である「個人情報越境標準契約」は2023年2月24日に公布され、2023年6月1日から正式に施行されます。同弁法の施行により、個人情報越境コンプライアンスルートの最後の1ピースが埋められることとなります。

金誠同達は一貫してサイバーセキュリティとデータコンプライアンスをめぐる研究とサービスに専念しており、データコンプライアンス調査の実施、データコンプライアンス体系の構築、データ越境セキュリティ評価の展開をめぐる企業の皆様へのご協力、サイバーセキュリティと個人情報保護法に関するアドバイスのご提供などの面における豊富な経験を積み重ねています。読者の皆様のデータ越境コンプライアンスルートに対する更なるご理解と適切なデータ越境方法のご選択を目的とし、本文におきましてはデータ越境コンプライアンスの三つのルートを整理し、標準契約の締結上の要点に対する重点的なコメントを行いました。皆様のご参考上のお役に立てれば誠に幸いに存じます。

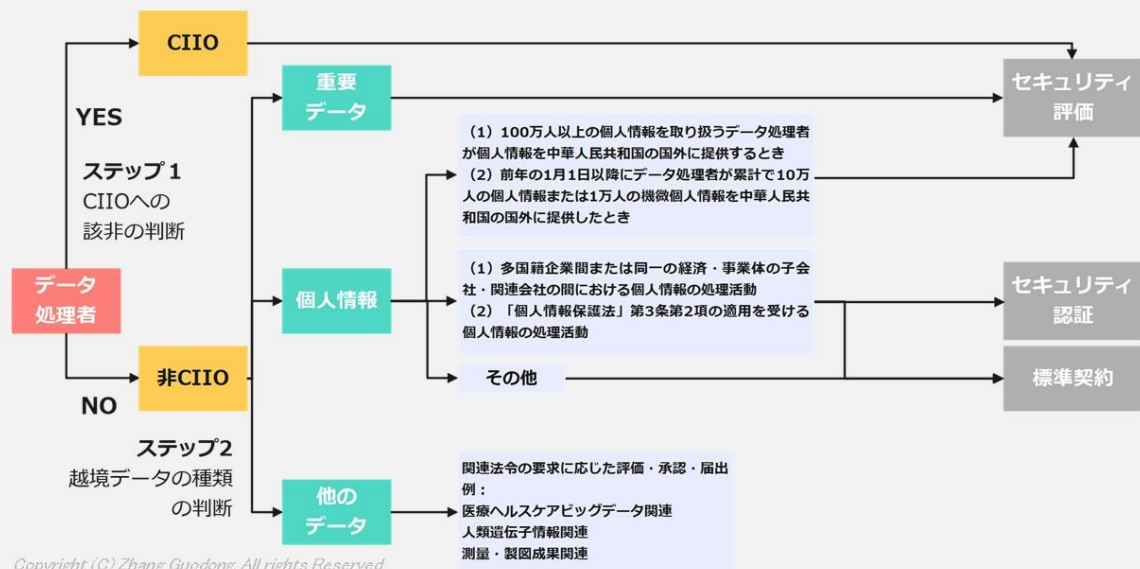
■ データの越境を目的として構築された法的体系の枠組み

JT&N 金誠同達



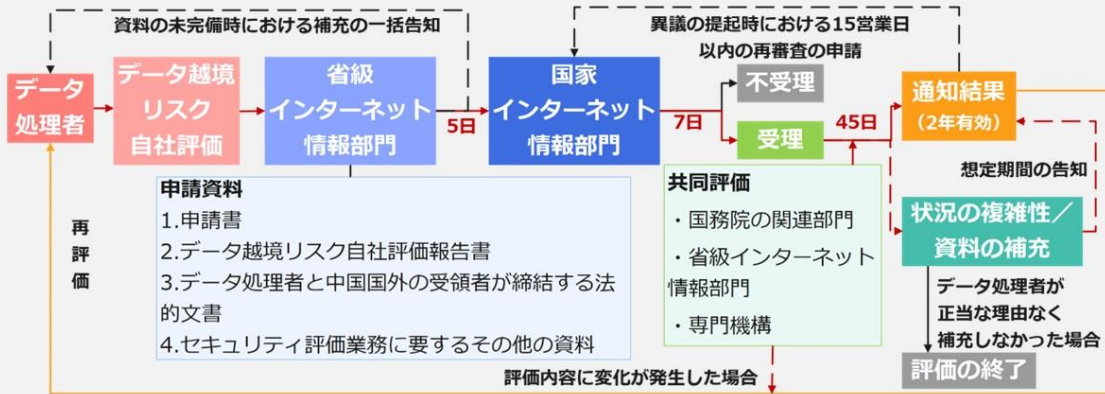
■ データ越境の三つのルート

JT&N 金誠同達



■ データ越境セキュリティ評価の流れ

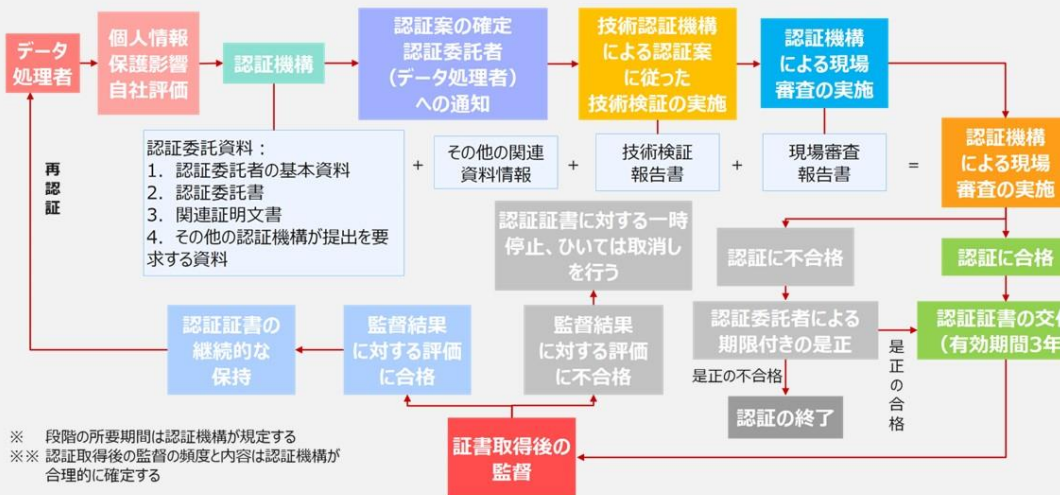
JT&N 金誠同達



Copyright (C) Zhang Guodong, All rights Reserved

■ セキュリティ認証の流れ

JT&N 金誠同達

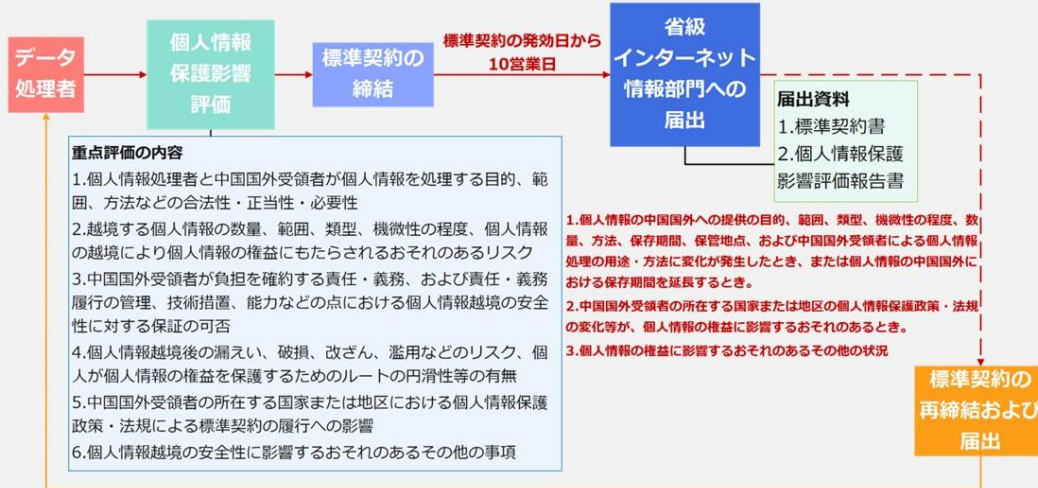


※ 段階の所要期間は認証機構が規定する
 ※※ 認証取得後の監督の頻度と内容は認証機構が合理的に確定する

Copyright (C) Zhang Guodong, All rights Reserved

標準契約締結越境モデルの流れ

JT&N 金誠同達



Copyright (C) Zhang Guodong, All rights Reserved

データ越境コンプライアンスルートの比較（1）

JT&N 金誠同達

	データ越境セキュリティ評価	セキュリティ認証	標準契約の締結
適用条件	<p>以下の条件のうちの一つに該当しているときは、適用を受けなければならない。</p> <p>(一) データ処理者が重要データを中国国外に提供するとき</p> <p>(二) 重要情報インフラ運営者または100万人分以上の個人情報を処理するデータ処理者が個人情報を中国国外に提供するとき</p> <p>(三) 前年の1月1日以降、累計で10万人分の個人情報または1万人分の要配慮個人情報を中国国外に提供したデータ処理者が個人情報を中国国外に提供するとき</p>	<p>個人情報越境処理活動。以下の状況を含むが、これらに限定されない。</p> <p>(一) 多国籍企業または同一の経済主体もしくは事業主体に隷属する子会社または関係会社の間における個人情報越境処理活動</p> <p>(二) 「中華人民共和国個人情報保護法」第三条第二項の適用を受ける個人情報処理活動</p>	<p>以下の条件をすべて満たしているときに、初めて適用を受けることができる。</p> <p>(一) 重要情報インフラ運営者ではないとき</p> <p>(二) 処理する個人情報が100万人分に満たないとき</p> <p>(三) 前年の1月1日以降、中国国外に提供した個人情報が累計で10万人分に満たないとき</p> <p>(四) 前年の1月1日以降、中国国外に提供した要配慮個人情報が累計で1万人分に満たないとき</p>

Copyright (C) Zhang Guodong, All rights Reserved

■ データ越境コンプライアンスルートの比較（2）

	データ越境セキュリティ評価	セキュリティ認証	標準契約の締結
所要手続	① 個人情報越境の影響評価（自社評価）の完成 ② 省級の主管部門の初審（完備性の検査） ③ 国家主管部門の終審	① 法的拘束力を有する文書の締結 ② 双方の当事者による個人情報保護責任者の指定、個人情報保護機構の設立 ③ 統一的な個人情報越境処理規則の遵守 ④ 個人情報保護影響評価の事前の実施 ⑤ 認証機構への認証の申請	① 標準契約の締結 ② 個人情報越境の影響評価の完成 ③ 省級の主管部門への届出
個人情報越境伝送可能性化の時点	国家主管部門の終審の合格（書面のセキュリティ評価結果の取得）後に、初めて個人情報越境活動を展開することができるようになる	認証部門の認証を経た後に、初めて個人情報越境活動を展開することができるようになる。認証機構は中国サイバーセキュリティ審査技術センター（CCRC）	標準契約の発効後に個人情報越境活動の展開が可能になる
適用上の難易度	相対的には困難 滴事件を参考にすると、国家主管部門の審査の難度は非常に高いはずである。非常に高い不確実性が含まれている	一組の認証が直に公開される見通し	相対的には簡単
実施日	2022年9月1日から施行	2022年12月16日から施行。2023年1月28日にCCRCは認証の受理を開始	2023年6月1日から施行

04

■ 標準契約締結への重点的な注意喚起（1）：個人情報セキュリティ影響評価

企業が今後、標準契約締結業務を展開する際に容易に見つかる問題または比較的に処置に窮する段階は主に二つあり、そのうちの一つは**個人情報セキュリティ影響評価の展開**、もう一つは**双方の当事者の契約文書をめぐる協議**である。

- 「標準契約弁法」の要求によると、個人情報セキュリティ影響評価は標準契約締結の前提となる手順であり、「個人情報保護法」において従前から正式に導入されている要求である。
- 企業は以下の二つの面における問題には重点的な注意を払う必要がある。
 1. 既存の個人情報処理にかかわる業務を整理し、個人情報保護法の定める条件に該当してPIA評価の実施が必須となる対象のほかにも、企業は自社の情報セキュリティ状況に応じて評価の実施が必要な対象も選択し、これにより自社のセキュリティリスク管理能力と情報セキュリティ水準を更に向上させることができる。
 2. 企業内部の個人情報セキュリティ影響評価を先導しまたはこれに参加する部門と人員を確定し、各自のセキュリティ影響評価における役割と任務を明確にする必要があり、各部門はさらに、積極的に意思の疎通を図って評価の責任と要求の不明確性により評価が形式に流れる状況の発生を回避する必要もある。
- 必要に応じて外部の第三者（例えば法律事務所、技術コンサルティング機構など）を選定して個人情報セキュリティ影響評価の展開に協力させることもでき、この過程においては部門予算の事前の申請または区分に注意する必要がある。

標準契約締結への重点的な注意喚起（2）：締約者間の契約文書協議

インターネット情報弁公室が公開した標準契約条項には双方の当事者が変更することのできない本文、および記入を要する附属書の説明が含まれている。そのうち、企業はただ本文の一部の条項と附属書に対する追加を行うことしかできないが、ただし、双方の当事者の協議の状況に応じて附属書に追加的な取決めを増加することはできる。

➤ 標準契約第三条の「**中国国外受領者の義務**」の部分は非常に具体的な義務の要求にもかかわらず、これには以下のいくつかの面が含まれている。

1. 個人情報の**保存期限、および期限徒過後の削除**の中国国外受領者への**要求**。
 2. 展開する個人情報処理活動に対する客観的な記録の実施、および少なくとも**3年**の記録保存の中国国外受領者への要求。
 3. 監督管理機構（インターネット情報弁公室）の**監督管理**の受入れへの同意の中国国外受領者への要求。
- **上述の条項は契約をめぐる協議と締結の業務に非常に大きな難度をもたらす可能性がある。これをめぐる対立または懸念を処理する際に企業が考慮することのできる意思疎通上の要点には次のものが含まれている。**
1. 中国法の下における個人情報越境メカニズム、要求および法的結果に対する十分な説明の実施。
 2. 多国籍企業は異なる司法管轄区の法的要求に応じて現地のデータ（個人情報）越境伝送行為に適用する法的文書をそれぞれ準備し、これによりすべての潜在的な司法管轄区の法的要求を満たすことができるよう確保しなければならないことから、このようにお取り扱いいただくよう企業の皆様にはお勧めする。
 3. 仮に標準契約の使用をめぐる対立が確かに発生し、これを解決することができなかった場合には、業務の項目を踏まえた上で個人情報越境の必要性和代替案（例えば匿名化等の措置を通じた個人情報越境の回避の可否など）を再確認する。

Copyright (C) Zhang Guodong, All rights Reserved.

- 本誌は無料で配布させていただきます。
- お問い合わせやご意見をおもちの方は newsletter@jtn.com までご連絡ください。
- 本誌の内容の一般性のため、掲載内容を基にした商業活動による損失は弊所では責任を負いかねますのでご了承ください。
- なお、本誌は弊所が PDF ファイル形式により配布するもので、ヘッダーを含む PDF ファイルの全文を変更せずに配布される場合は許可しますが、それ以外の場合には弊所にご相談ください。

<http://www.jtn.com/JP>